

経済学的租税論

大西信隆

まえがき

わが国において、リカード (David Ricardo) の租税論に関する研究は意外に少ない。以下は、その研究へのささやかな試みである。

(一) 租税論の構成

リカードの原著は、言うまでもなく「経済学および課税の原理」(以下、「原理」と略称)である。今日の学問的分野においては、租税論は財政学の範囲に属するものであるが、かれの主著名にまで登場する「課税の原理」は、理論経済学中心の立場において論じられたものであった。

一八一七年、「原理」第一版の出版以前にも、パンフレットや私信において、かれが租税に言及しているところが

ないではない。しかし何と言っても、リカードの租税論の主体は、かれの「原理」の中に説かれている。すなわち、その第八章から第一八章まで、および第二九章が直接的に租税を論じた諸章である。そのほか、奨励金は租税から支払われるものとする見地から、第二二章「輸出奨励金と輸入の禁止」および第二三章「生産奨励金について」も租税に関する章とみることができであろう。また、国民の租税負担力の問題を取り扱ったものとして、第二六章「総収入と純収入について」も算入するならば、「原理」における租税関連の章として一五章を数えることができるのである。スラッフアードツプは、その「リカード全集」におけるリカード「原理」の解説の中で、その租税の諸章と、アダム・スミス「国富論」のそれとを一表にして比較している。⁽¹⁾ それによれば、リカードの租税に関する諸章の組み方は、大体アダム・スミスのそれにならったものであることが推察される。ただし、アダム・スミスが論じなかった原産物課税や金課税をもリカードは取り上げているが、これらは彼の「経済学の原理」を租税論に應用展開する上での必要性から出たものであらうと考えられるのである。

(二) 租税転嫁論について

リカードは、租税は「……結局は、その国の資本からか、収入（引用者注。純収入）からか、によって支払われるものである」と言い、また、すでに蓄積された資本の蚕食の場合別として、「税または貯蓄へ向けるために多少にかかわらず差し引きできるのは、あとの二部分（引用者注。利潤と地代。すなわち純収入）からだけである」と言っ

た。そして彼は、各論的に具体的な租税について、表面上の課税対象にかかわらず、それが実質上は結局、賃金の上ではなく、地代の上か利潤の上かのどちらかにかかってくるものであるという点につき、「原理」において詳細に論じているのである。

この点に関する彼の結論は、長期的にみて、地代税の地主負担や財貨消費者としての地主の受ける税負担などの場合を除いて、租税の大部分は究極的に利潤の負担となるということに落ち着く。リカードの租税転嫁論は、各種の方向を示す転嫁論ではなく、かれの「経済学の原理」に基礎をおく唯一不動的転嫁理論であり、いわゆる「絶対説」と呼ばれるものである。⁽²⁾この転嫁論は、かれの租税論中の支柱であり、それはまた「経済学の原理」における分配論の一展開ともなっているのである。では、租税の各階級に対する影響および転嫁の問題につき、「原理」中の主要租税種目を対象として以下に検討することとしたい。

(三) 租税に関する総論および政策論

リカードは、「原理」第八章「租税について」の最初の文章で、租税を定義して次のように述べている。「租税は一国の土地と労働の生産物の一部で、政府の処分の自由に任されたものであり、常に結局は、その国の資本からか、収入からか、⁽³⁾によって支払われるものである。」と。すなわち、租税支払いの源泉は資本かまたは収入かである。そして、租税として徴収された部分、すなわち租税部分となった「一国の土地と労働の生産物の一部」は、その不生産

的支出の自由が政府に対して与えられることになるものである。

この引用文中に言う「収入」とは、総収入から生産的労働への賃金を差し引いた残りの純収入のことをさす。リカードにおいて、総収入は賃金と利潤および収益差額としての地代の三所得となり、したがって総収入は総所得と等しく、また、それから賃金を差し引いた残りの純収入は純所得と等しく、この方は共に利潤と地代とに分かれると解されている。⁽⁴⁾この純収入ないし純所得と租税との関係について、リカードは次のように説明している。「どこでも一国の土地と労働の生産物全体は分かれて三部となる。すなわち、そのうち一部分は賃金にあてられ、もう一部は利潤に、もう一部は地代に当てられる。税または貯蓄へ向けるために多少にかかわらず差し引きできるのは、あとの二部分からだけである。」⁽⁵⁾と。また次のようにも述べている。「……何としても明らかなのは、担税力が純収入に比例するものであつて、総収入に比例するものでないことである。」⁽⁶⁾と。

さて、一国の資本が増殖するとは、「一国の年生産がその年消費を回復して余りあるばあい」であり、資本は「生産の増加によつて、または不生産的消費の減少によつて、増殖できる」⁽⁷⁾のである。ここにリカードが、「生産の増加によつて」うんぬんと述べて、純所得（純収入）の増加を当然予定する場合、かれは賃金の不変を暗黙裏に仮定しているものと考えられる。ところでいま、追加課税ある場合、それが従来より以上の「生産増加か、あるいは人民の方の消費減少かで、まかなわれるならば、税は収入（引用者注。純収入）にかかり、国民の資本は無きずでそのまま行くであらう。」⁽⁸⁾そもそも純所得（純収入）のうち、人民の不生産的消費や租税（政府の不生産的消費）等に回された残りは資本に付加される。そこで、追加課税（政府側の不生産的消費の追加）ある場合、その追加分を償えるだけ従来

より以上の生産増加したがって純所得（純収入）増加があるか、人民の側の不生産的消費減少があるならば、追加課税は純所得（純収入）の中で資本に付加されるべき部分を害することなくおさまり、まして、すでに蓄積されている資本を害することはない、と解されるのである。

続けて彼は言う。「だが、もし生産の増加がないか、あるいは人民の方の不生産的消費の減少がないか、いずれかであれば、税は必然資本にかかる、すなわち、税は生産的消費に当てる基金をそこなうであろう」⁽⁹⁾と彼は言っている。この引用文中「税は必然資本にかかる」という意味は、つぎのように説明せられるであろう。すなわち、生産の増加も国民の側の不生産的消費減少もなく、追加課税のため資本増殖が減少したような場合には、純所得（純収入）のうち資本に当然付加されたであろう部分を追加課税によって害したわけである。また、追加課税がなければ単純再生産が繰り返されたであろうような場合（新規に付加される資本蓄積を生まない再生産の場合）は、すでに蓄積されていた資本部分が追加課税によって害されることになる、という趣旨に解される。そして彼は、「……政府および人民両方で同じ不生産的支出が引き続き、年々の再生産が絶えず減って行けば、人民と国家の資力は加速度的に弱り、窮迫と破滅がつづいて来るであろう」⁽¹⁰⁾と述べているが、それは租税が「資本にかかる」からにはほかならないのである。しかし、いかに追加課税があり政府の不生産的支出が大であっても、生産増加による純所得（純収入）増加がそれを償って余りある場合には、資本が増殖しうることを次のような実例によって彼は説明する。すなわち、「最近二〇年間（ゴンナー注。一七九三年から一八一五年まで）の英国政府のばく大な支出にかかわらず、人民の方の生産増加がそれを償ってなお余りあったことは、ほぼ確かである。国民の資本は無きずであったばかりでなく、大いに増殖し、

人民の年収入も、彼らの納税後でさえも、わが有史以来のどの時代と比べても、現在の方が多分大きいであろう。⁽¹¹⁾と。ただ、それにもかかわらず言いうることは、「……もし課税というものがなければ、この資本増殖はそれ以上はるかに大なるものであったであろう、ということは確かである。税はすべて蓄積力を減少する傾向のあるもので、それのないものはない。⁽¹²⁾」ということである。

さらに、リカードは続けて言う。「税はすべて資本か収入（引用者注。純収入）にかかるにきまっている。⁽¹³⁾」と。そして各種の税は、「資本を蚕食⁽¹⁴⁾」するか、新たに付加すべき「蓄積を減少⁽¹⁵⁾」するか、あるいは「今までの不生産的消費を、税額に相当する分だけ減らさせるか⁽¹⁶⁾」いずれかの影響を及ぼすことになるであろう。「しかし、課税の大きな悪い点は、個々の被税物件の選択にあるというよりは、むしろ全体として見た課税の影響の総体から判定すべきである⁽¹⁷⁾」と彼は言う。そして、税というものは、課税対象を資本に向けたからといって、必ずしも資本課税となるわけのものではなく、また純所得を課税対象に選んだからといって、必ずしも所得課税となるものでもない。資本課税となるか所得課税となるかの方向は、租税の支払い源泉を納税者がどこに求めるかによって定まるものである。この点をリカードは、つぎのような例証によって説明している。「もし年一、〇〇〇ポンドの私の所得から、一〇〇〇ポンド払わされるとすると、私が残りの九〇〇ポンドの支出で満足しておれば、これはほんとうに私の所得税であろう。だが、もし私が引き続き一、〇〇〇ポンドつかっておれば、それは資本税であろう。

私の所得一、〇〇〇ポンドの出てくる源の資本は一〇、〇〇〇ポンドの価値あるものとする。この資本にかける一〇%の税は一〇〇ポンドであろう。だが、もしこの税を払っても、私が前と同じように九〇〇ポンドの支出で満足して

おれば、私の資本には無影響であろう。」⁽¹⁸⁾と。

リカードは、以上のように租税に関する分析をした後、政府の租税政策のあり方について次のように主張する。「政府は人民の方でこういうようにする（引用者注。享樂を減らして大抵の税を所得から払うようにする）傾向を励まし、不可避に資本にかかるような課税は決してしない政策を取るべきである。けだし、どうしても資本にかかる課税をすれば、そういう税は労働を雇い養う基金をそこない、ために国の将来の生産を減ずるから。」⁽¹⁹⁾と。この引用文中、「資本にかかるような課税」とは、すでに説明したとおりに解釈して差しつかえないであろう。

要するに、リカードの租税政策についての主張は、課税は可能な限り少なく、また「資本にかかる」ことを避けるべし、というにあつた。そもそもリカードは、資本蓄積を重視し、その第一のにな手である利潤の増大を「良し」とする立場をとっている。この「経済学の原理」上の立場が、かれの「課税の原理」上の理論においても一貫して堅持されていることは注目し値するであろう。租税は、かれの目に、国民経済に対する阻害的要因として映じていたのである。

(四) 原産物課税

まず第一に、「原理」第九章では、リカードは原産物課税について述べている。その冒頭で、かれは次のように言

う。「この本（引用者注。リカード『原理』）の前の方⁽²⁰⁾で、穀物の価格はもっぱら、地代を払わない土地における、あるいはむしろもっぱら、地代を払わない資本をもってする、その生産費によって定まるといふ原理が、十分に確立されたと思うので、したがってそれから何でも生産費を増すものは価格を高め、それを減ずるものは価格を低める、ということがおのずと出てくる⁽²¹⁾。」と。リカードにおいて、原産物の主たるものは穀物である。穀物等原産物に対する課税は、その一定単位量当たり生産費を増加させ、その価格を上騰させてしまうのである。

そのように、原産物課税が原産物の価格を上騰させる事情を、かれは次のように述べている。「もし原産物の価格が耕作者にとって課税を償うように上がらないならば、彼が彼の利潤が利潤の一般レベル以下に減らされる事業を見捨てるのは当然であろう。これは供給の減少をひき起こすから、需要の方は減らないのでこの方は、しまいには原産物の農作を他のいかなる事業でもその投資と等しく有利にする程度に、その価格を上騰させるであろう。

価格の上騰は、それあればこそそれで彼が税を払い、引き続き彼の資本のこの用途から通常一般的利潤（引用者注。平均利潤）を収めうる唯一の手段で、それがなければ⁽²²⁾これはできないわけである。」と。すなわち彼は、前述の事情を利潤率平均化法則をもって説明しているのである。ただしこの場合、かれは人口の不変を仮定していると考えられる。これは、引用文中で彼が、「需要の方は減らないので……」と述べていることから明らかであろう。

つづいて彼は、原産物課税における税の転嫁について次のように論を進めている。またこれによって、原産物課税が原産物の価格を上騰させる事情もヨリ明らかになるであろう。すなわち、「彼（引用者注。原産物の価格を決定すべき限界的生産をなす農業者）は彼の地代の中からこの税を差し引き、彼の地主をしてこの税を払わせる、というこ

とはできない、彼は地代を払わないのであるから。また彼にはこの税を彼の利潤の中から差し引くつもりはない、けだし他のすべての投資が自分よりも大きな利潤を生じているのに、自分ひとりには小利潤の投資を続けて行かねばならぬという理由はないから。そうすると、彼には税に等しい金額だけ原産物の価格を引き上げることがあるということとは明瞭で、疑問のあるはずはない。

原産物にかかる税は、地主も農業者も共にそれを払わないで、価格上騰という形で、消費者が払うものである。⁽²³⁾

この「消費者」の中には、農業者も地主も原産物を消費する限りにおいて含まれるのであるが、地主がなぜ消費者として原産物課税の転嫁を受けるかの事情に関連して、リカードの以下のような記述が注目される。すなわち、原産物課税によって原産物価格が上騰した場合、「……彼ら（引用者注。地主ら）は同額の穀納地代を取得しない、けだし税は二等地よりも一等地には重くかかり、三等地よりは二等地には重くかかる、税は穀物の分量の大小に応じて賦課するから。」⁽²⁴⁾と。しかし、それにもかかわらず「貨幣地代は引き続き……従前とまさに同額であろう。」⁽²⁵⁾と。

つまり、原産物税は、各耕地の穀物収量に応じて課税されるから、優等地になればなるほど課税は重くなり、ために穀物上でみた各耕地の穀物収量間の差額は縮小する。したがって差額地代は、穀物上でみる限りでは各耕地とも減少することになる。しかし、原産物課税によって、その分だけ穀物価格は上騰しているから貨幣上では補われるわけだ、減少した穀物上の地代でも、それを貨幣上の地代に引きなおして見る限り従前と変わらない。リカードは、以上の推移を、仮想数字を用いた例証をもって具体的に説明しているが、ここでの引用は省略したい。⁽²⁶⁾ともあれ地主は、上

述の説明にみるとおり、直接的には原産物税を支払わされることはない。しかし課税後においては、課税前と貨幣上同額の地代をもって、価格上騰した原産物を取得あるいは購買しなければならないのであるから、原産物消費者として、地主も原産物税の転嫁を受けることになるのである。

ところが、原産物課税の影響は、以上述べたような形での消費者への転嫁のみで終結するのではない。すなわち、それは次のような影響も与えるであろう。リカードは言う。「……穀物にかける税は、穀物の消費者の負担になり、その価値を、税に比例する割合で、他のいっさいの財貨と比べて、上げるであろう。原産物が他の財貨の価値の成分にはいる割合に応じて、その価値もまた上がるであろう、もし税が他の原因によって相殺されないならば。すなわち他の財貨は事実上、間接に課税されるわけで、その価値は税に比例して上がるであろう。」⁽²⁷⁾と。すなわち、原産物は工業製品等の原料としてはいりこむから、原産物課税によって工業製品も間接に影響を受けて、その価値（価格）が騰貴することを言っているのである。

さらに彼は、原産物課税のもう一つ別の影響を挙げているが、それはゴンナーがまとめるとおり、「……原産物課税は賃金を上げ利潤を下げる傾向がある、原産物は労働者の消費にはいるものと見られるから」⁽²⁸⁾ということである。この点につき、リカードは次のように詳論している。「しかし、原産物と労働者の必需品にかける税には、もう一つ別の影響がある、つまり賃金を上げるであろう。人類の増殖に及ぼす人口の原理の影響があるために、最低種の賃金は引き続き長く、自然と習慣が労働者の生活維持上要求する率以上に著しく越えていることはできない。この階級は相当高い割合の課税にはたええない、したがってこの階級は、もし小麦には今まで以上にクォーター当たり八シル（引

用者注。原産物税の仮想税額」と、その他の必需品にもそれよりは少ないながらも何がしか余計に、払わされるとすれば、従前と同じ賃金では生きてゆき、労働者の種族を維持してゆくことはできないであろう。すなわち賃金は不可避にかつ必然に上騰するであろう、そして賃金の上がるに比例して、利潤は下がるであろう。⁽²⁹⁾」と。

すなわち、原産物課税における消費者への転嫁に際し、消費者としての労働者は賃金の引き上げによって、結果的にほとんどその転嫁をまぬがれることができるであろう。しかし資本家は、消費者として原産物税の転嫁を受ける上に、賃金騰貴に比例して下落した利潤しか入手できないであろう、と言うのである。

このような分析の後、リカードは次のように述べている。「税はそれが消費者に影響する範囲内では、平等にかかるといえるであろう、しかしそれが利潤に影響を及ぼす範囲内では不公平だというるであろう。」なぜならば、消費者としての負担を除けば、「けだしそれは地主にも公債所有者にも作用を及ぼさないから、すなわち彼らは前と同じ収入を引き続き受け取る、前者は前と同じ貨幣上の地代を収め、後者も前と同じ貨幣上の利息を収めるから。⁽³⁰⁾」と。また労働者は、前述のように消費者として受ける原産物税の転嫁をまぬがれる。したがって結局、原産物課税は、利潤に対して特にきびしく不公平な影響を与える租税の賦課であると彼は断じているのである。

以上のような諸影響の原因となるのは、単に原産物課税のみに限らない。この点について彼は次のように言っている。「耕作者にかける税はどんなものであっても、地租とか十分の一税（引用者注。Tithes）とか、あるいは収穫した時生産物にかける税（引用者注。原産物税）とか、その形はどうであろうとも、これは生産費を増すことになり、したがって原産物の価格を上げるであろう。⁽³¹⁾」と。すなわち、十分の一税について言えば、「最優等地はむろん、最劣等

地でさえ、十分の一税を払う⁽³²⁾」ことになっている。また地租について言えば、「……もし地租を耕地という耕地全部（引用者注。限界的耕地を含めて）にかければ、それがどんなに軽税であっても、それは生産物にかける税となり、したがって生産物の価格を上げるであろう。⁽³³⁾」よって、これら十分の一税や地租も、原産物の生産費を増加させる限り、収穫物課税たる原産物課税の場合と同様に原産物価格を上騰させる。それゆえ、原産物課税が原産物価格を上騰させることによる諸影響につき以上に論じたことは、そのまま十分の一税（「原理」第二一章）や地租（「原理」第二二章）の場合にも主張しうる議論に属しているのである。

（五）地代税

第二に、地代税の転嫁については、「原理」第一〇章の冒頭で、リカードは次のように述べている。「地代にかける税の影響するのは、もっぱら地代だけである。それは全部地主の負担となり、消費者のどの階級にも転嫁できないであろう。⁽³⁴⁾」と。

では、地代税に転嫁がおこらないのはなぜであろうか。それについて、かれは次のように説明している。すなわち、「地主は彼の地代を上げることができない、けだし彼は、耕作されている土地の中で生産力最小の土地から収められる生産物と、それよりもすぐれた他のそれぞれの質の土地から収める生産物との間の差額を変換することができないから。一等地、二等地、三等地という三種の土地が耕作されており、それぞれ同量の労働をもって、小麦一八〇、一七

○、一六〇クオーターを収める。しかし三等地は地代を払わず、したがって課税されない。そうすると、一等地の地代は一〇クオーターの価値を越えるはずなく、一等地もまた二〇クオーターの価値を上回るはずはない。⁽³⁵⁾と。このように、地主は差額地代の大きさを変えることができず、したがって地代税分だけ追加して地代を農業者から転嫁徴収することはできないのである。

また地代税は、原産物の価格を上騰させることもなく、したがって、穀物消費者に転嫁されることもありえない。この点につき、かれは次のように述べている。「こういう税（引用者注。地代にかかる税）は原産物の価格を上げるわけには行かない、けだし三等地の耕作者は地代も税も共に払わないから、彼はどうしたって生産された物の価格を上げるわけにいかないであろう。⁽³⁶⁾」と。こうして結局、地代税の転嫁はないであろうと彼は主張しているのである。

（六）利 潤 税

第三に、利潤税の諸影響については、「原理」第一五章において説かれている。かれは次のように言う。「たとえば、帽子製造家の利潤にかける税は、帽子の価格を上げる。けだし彼の利潤だけが課税されて、何でもその外の事業の利潤は課税されないとするならば、彼の利潤は、もし彼が彼の帽子の価格を上げないと、一般並みの利潤率（引用者注。平均利潤率）以下になり、したがって彼は彼の事業を見捨てて他の仕事を求めるであろう。

同じように、農業者の利潤にかける税は穀物の価格を上げるであろう。毛織物業者の利潤にかける税は毛織物の価

格を上げる⁽³⁷⁾。」と。すなわち、ある特定業種の利潤に課税すれば、利潤率平均化法則にもとづき、その業種における生産財貨の価格は上騰するであろう。この場合、もし他業種の利潤には課税されないならば、前記特定業種の利潤税は全面的に消費者に転嫁できるであろう。

ところが貨幣を除き、「もし利潤に比例して税をあらゆる事業に課したなら、いっさいの財貨の価格は上がるであろう。」⁽³⁸⁾この場合の利潤税は、いっただれの負担になるのであろうか。かれは次のように説明する。「もし貨幣は課税されず、したがってその価値を保持するに任されるのに、他方ほかの物はすべて課税されその価値が上がるとすれば、帽子製造家、農業者、毛織物業者は各自同額の資本を使い、同額の利潤を得て、同額の税を払う。」⁽³⁹⁾いま利潤一、〇〇〇ポンドをうる帽子製造家の利潤に対し、一〇〇〇ポンドの税がかかれば、かれの帽子全部で価値（価格）は一〇〇〇ポンド上騰するであろう。「もし帽子製造家が彼の帽子で一、一〇〇〇ポンド——一、〇〇〇ポンドでなく——もうければ、彼は政府に一〇〇〇ポンド納税して、それでなお自分の消費用の財貨につかう分一、〇〇〇ポンド残っているであろう。だが毛織物も穀物もその他あらゆる財貨も、同じ原因からその価格が上がるから、彼は彼の一、〇〇〇ポンドと交換に、従前九一〇ポンドと換えて得た所得よりも、多く得るところはない、かくして彼は彼の支出が減ったの⁽⁴⁰⁾によって国用に納税するであろう。」と。

財貨の生産から市場にもたらされるまでに要する時間が異なるため騰貴率には大小あるにしても、⁽⁴¹⁾利潤課税によって、あらゆる財貨の価格は騰貴するであろう。こうして、たとえば帽子製造家が、以前の利潤一、〇〇〇ポンドを一、一〇〇ポンドに増加できて、うち一〇〇ポンドを利潤税として納税したとする。この場合、かれの利潤税額は利潤額に

対し一一分の一であり、⁽⁴²⁾自分の自由使用に残るところは一一分の一〇である。帽子製造家が手許に残る貨幣一、〇〇〇ポンドを使って必要財貨を得ようとするとき、あらゆる他財貨も上騰しているから、貨幣自体の絶対価値は不変であつても、今の一、〇〇〇ポンドは、利潤課税以前の彼の利潤一、〇〇〇ポンドと同一の購買力を持たないであろう。課税後の一、〇〇〇ポンドの購買力を換算すれば、課税以前の一、〇〇〇ポンドの購買力の一一分の一〇であろう。すなわち九〇九・〇九〇九：：ポンド、約して九一〇ポンド相当にすぎないであろう。つまり帽子製造家は、課税以前の貨幣購買力に換算して、約九〇ポンドの自由支出を減らすことによって利潤税を負担することになるのである。

以上は、貨幣を除き、あらゆる事業の利潤に課税された場合について述べた。つぎに、貨幣関連事業にもまた課税される場合につき、かれは以下のように説明する。「だがもし、われわれにわが貨幣の本位を供給する鉱山がわが国にあって、鉱山家の利潤もまた課税されるならば、どの財貨の価格も上がらず、各人みな彼の所得の同じ割合を与え合ひ、したがって万事従前と同じであろう。」⁽⁴³⁾と。さらにこれを、かれは次のような例証によって解説している。「もし貨幣に課税したり、あるいはもし何らか他の原因によってその価値が変つても、財貨はみな従前とまさしく同価格のままであるならば、製造家と農業者の利潤もまた従前と同じで、引き続き一、〇〇〇ポンドであろう。彼らはおのれの政府へ一〇〇ポンド払わねばならぬから、彼らが自分の手に留めおく分は九〇〇ポンドだけで、これが彼らに与える支配力——彼らが国の土地と労働の所産を生産的あるいは不生産的労働のいずれにつかおうとしても、この所産に対する支配力、は前よりも少なくなるであろう。ちょうど彼らの失った分だけ政府は得るわけである。」⁽⁴⁴⁾と。

すなわち、この場合の資本家の利潤税額は利潤額に対し一〇分の一であり、⁽⁴⁵⁾残る一〇分の九が資本家の自由処分

まかされる利潤九〇〇ポンドである。この場合は、貨幣も一般財貨も共にその価値が上騰しているから、貨幣の購買力には課税の前後を通じて変化はない。結局、資本家は、一〇〇ポンドの利潤税そのままを負担することになるのである。

つぎの課題としてリカードは、ゴンナーが頭注の表題としており、「利潤税が地主階級に及ぼす特別の影響」につき、以下のように区分して論じている。⁽⁴⁶⁾

(イ) 農業利潤以外の全利潤に課税した場合

この場合について、かれは次のように述べている。「もし、すべての事業の利潤に税し、ひとり農業者の利潤だけを除外すれば、原産物を除き、あらゆる貨物の貨幣上の価値は上騰するであろう。農業者は前と同じ穀物上の所得があり、彼の穀物をもまた同じ貨幣上の価格で売るであろう。だが彼は穀物を除き、彼の消費するいっさいの財貨に余分の価格を払わねばならぬから、彼にとってはこの余分の価格は支出にかける税となるであろう。彼はまた貨幣の価値の変動によってこの税から救われることはないであろう、……」

地主もまた、農業者とまったく同じ立場にあるであろう。⁽⁴⁷⁾と。すなわち地主は、この場合、農業者と共に利潤税の転嫁を避けることはできない。しかもこれは、貨幣の価値の変動によって変ることではないのである。

(ロ) 農業利潤もまた課税された場合

この場合について、解説を挿入しながら彼の述べるところを次に引用してみたい。「しかし農業者の利潤もまた課税されたと仮定すると、彼はほかの事業家と同じ立場におかれるであろう。彼の原産物は上騰するであろうから、彼

には納税後、前と同じ貨幣上の収入があるけれども、彼はその消費するいっさいの財貨——原産物も含まれる——に余計価格を払うことになるであろう。

だが彼の地主は条件がちがってくるであろう、すなわち地主はその借地人（引用者注。農業者）の利潤への課税によって利するであろう、けだし地主は、もし製造品の価格が上騰すれば、それを買う価格は余計出すことになるが、これは償われるからである。……もし課税（引用者注。農業者の利潤にもまた課税）の後、穀物その他いっさいの財貨の価格が前と同じままであれば（引用者注。貨幣の価値も上騰したのであれば）、穀物上の地代はもとより、貨幣上の地代も、共に不変のまま続くであろう。だがもし穀物その他いっさいの財貨の価格が課税のために上騰すれば（引用者注。貨幣が課税前と同一の価値を保持したのであれば）、貨幣上の地代はこれまた同率で上がるであろう。

……そこで、いずれの場合にも、地主は本税（引用者注。農業者利潤課税をも含む利潤税）によって影響はないであろう。資本の利潤にかける税は常に穀納地代を不変のままにしておくから、貨幣上の地代は穀物の価格と共に変動する（引用者注。この点、課税前とくらべ貨幣上の地代を不変にしておくが穀物上の地代を減少させるところの原産物⁽⁴⁸⁾税や十分の一税と異なることに注意）。」と。なお、貨幣価値が本税の課税前と同一に保持し、穀物を含む全財貨が本税の課税に起因して上騰することによる地主の支出増と、貨幣上の地代所得の増高による利益の得失については同等であるとし、リカードは次のように述べているのである。すなわち、「地主の地代をつかって買う貨物と穀物の貨幣上の価格の上騰によって、彼は彼の地代の増高によって得たと同じだけ失うことになる。⁽⁴⁹⁾」と。

以上要するに、農業利潤を含む全利潤に課税された場合、農業者は他の事業家と同様に税負担を負わされることと

なる。しかし地主は、この場合、利潤税の転嫁をまったくまぬがれる。そこで、リカードは次のように言っているのである。「……地主は彼の借地人（引用者注。農業者）の利潤が課税される方が明らかに得になる。けだし彼自らは引き続き実際無税でいられるのは、一つにこの条件ある場合に限るのであるから。」⁽⁵⁰⁾と。

(七) 賃 金 税

第四に、賃金税の諸影響については、「原理」第一六章に説かれている。リカードは、賃金税に多くの紙数をついやしているが、その主要見解は、第一六章の冒頭の文章にほとんどつきるので、つぎにそれを掲げることにした。

すなわち、「賃金税は賃金を上げ、したがって資本の利潤率を下げるであろう。必需品課税はその価格を上げ、賃金の上騰がそのあとを追う、ということはずでに述べた（引用者注。原産物課税のところ説かれている）。必需品課税と賃金税との唯一の違いは、前者は必然に必需品の価格上騰を伴うけれども、後者は伴わない、という点にある。したがって、賃金税には、公債所有者も、地主も、また労働雇用主以外のいかなる階級も、貢献しない。賃金税は丸々利潤税であり、必需品課税は一部には利潤税で、一部には富裕な消費者にかかる税である。そうすると、こういう税（引用者注。賃金税）から来る突極の影響は、直接の利潤税から来る影響と全く同一である。」⁽⁵¹⁾と。

リカードにおいては、原則として賃金は、「もし適度のもの（引用者注。自然賃金）であれば、常に必要な生産費を成すものである。」⁽⁵²⁾このような賃金は、いかなる税負担にも耐えうるものではない。したがって、原則として賃金

は、いかなる税の転嫁も賃金騰貴によってまぬがれうるし、また賃金への直接課税の場合も、かならず賃金騰貴によって償われるのである。

このように、賃金税による賃金騰貴ある場合は、既述のように、かれの賃金と利潤との背反の定理によって、「資本の利潤率を下げるであろう」と言いうる。ところが既述の原産物課税の場合も、原産物価格を上騰させ、それによって賃金を上げ利潤率を引き下げるであろう。両税とも利潤率を下げる点では同じであるが、原産物課税は原産物価格を上騰させ一般消費者に税の転嫁を及ぼすに対し、賃金税の場合は、労働雇用主以外のいかなる階級にも税負担を及ぼすことはない。リカードにおいて、賃金税は、全面的に利潤にのみ転嫁される税として考えられているのである。

注

- (1) The Works and Correspondence of David Ricardo, edited by Piero Sraffa with the Collaboration of M. H. Dobb, vol. I, p. xxv (Introduction).
- (2) F. Seligman, *Shifting and Incidence of Taxation*, 1902, p. 120. 井手文雄訳「租税転嫁論」第一部、一九五〇年（昭二五）'一九五ページ参照。
- (3) David Ricardo, *Principles of Political Economy and Taxation*, edited, with introductory essay, notes and appendices, by Sir E. C. K. Gonner, 1932, p. 131. 竹内謙二訳「リカード」*経済学及び課税の原理*、下、三ページ。
- (4) *Ibid.*, pp. 334~9. 同前訳書、下、二二一~二五ページ。
- (5) *Ibid.*, p. 336. 同前訳書、下、二二二ページ。
- (6) *Ibid.*, p. 337. 同前訳書、下、二二三ページ。
- (7) *Ibid.*, p. 131. 同前訳書、下、三ページ。なお彼によれば、純収入から資本に付加されたということは、「生産的労働者（不生産的労働者でなく）によって消費される」ということである」と。——*Ibid.*, p. 132, footnote. 同前訳書、下、四ページ。

- (8) Ibid, p. 131. 同前訳書、下、三〜四ページ。
- (9) Ibid, pp. 131〜2. 同前訳書、下、四ページ。
- (10) Ibid, p. 132. 同前訳書、下、四ページ。
- (11) Ibid, p. 132. 同前訳書、下、四ページ。
- (12) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (13) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (14) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (15) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (16) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (17) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (18) Ibid, p. 133. 同前訳書、下、五ページ。
- (19) Ibid, p. 134. 同前訳書、下、六ページ。
- (20) じれぢが'コンナー注によれば次の部分をもち。Ibid, pp. 49〜52. 同前訳書、上、五九〜六一ページ。
- (21) Ibid, p. 137. 同前訳書、下、九ページ。
- (22) Ibid, pp. 137〜8. 同前訳書、下、九〜一〇ページ。
- (23) Ibid, p. 138. 同前訳書、下、一〇ページ。
- (24) Ibid, p. 139. 同前訳書、下、一一ページ。
- (25) Ibid, p. 139. 同前訳書、下、一一ページ。
- (26) Ibid, pp. 138〜9. 同前訳書、下、一〇〜一一ページ参照。
- (27) Ibid, p. 140. 同前訳書、下、一二ページ。
- (28) Ibid, p. ix (Contents). 同前訳書、下、一二三ページ。
- (29) Ibid, p. 140. 同前訳書、下、一二〜三ページ。

- (30) Ibid., pp. 140~1. 同前訳書、下、一三ページ。
- (31) Ibid., p. 137. 同前訳書、下、九ページ。
- (32) Ibid., p. 157. 同前訳書、下、三一ページ。なお傍点は引用者。
- (33) Ibid., p. 161. 同前訳書、下、三七ページ。
- (34) Ibid., p. 154. 同前訳書、下、二七ページ。
- (35) Ibid., p. 154. 同前訳書、下、二七ページ。
- (36) Ibid., p. 154. 同前訳書、下、二七ページ。
- (37) Ibid., pp. 186~7. 同前訳書、下、六一~二ページ。
- (38) Ibid., p. 187. 同前訳書、下、六二ページ。
- (39) Ibid., p. 187. 同前訳書、下、六二ページ。
- (40) Ibid., p. 187. 同前訳書、下、六二ページ。
- (41) Ibid., p. 188. 同前訳書、下、六三ページ。
- (42) Ibid., p. 188. 同前訳書、下、六三ページ。
- (43) Ibid., p. 187. 同前訳書、下、六二ページ。
- (44) Ibid., p. 188. 同前訳書、下、六三ページ。
- (45) Ibid., p. 188. 同前訳書、下、六三ページ。
- (46) Ibid., p. xi (Contents). 同前訳書、下、六六ページ。
- (47) Ibid., p. 192. 同前訳書、下、六六~七ページ。
- (48) Ibid., pp. 193~4. 同前訳書、下、六七~八ページ。
- (49) Ibid., p. 194. 同前訳書、下、六九ページ。
- (50) Ibid., p. 195. 同前訳書、下、六九ページ。
- (51) Ibid., p. 198. 同前訳書、下、七三ページ。

(52) Ibid, p. 336. 同前訳書、下、二二二〜三ページ。ただしリカードは、このあと次のように注記している。「この言い方は強すぎるかもしれない、けだし絶対に必要な生産費以上に多く、賃金という名目で労働者に総じて分配されているから。そのばあい国の純収益の一部は労働者が受け取り、労働者はそれを貯蓄したり、またはつかったりできる。あるいは彼はそれで国防に貢献する（引用者注。納税する）こともできるかもしれない。」と。